

仙台市宿泊促進キャンペーン

割引相当分及び地域限定クーポン利用金額相当分支払いの手引き

1 概要

この手引きは、観光再生元年における交流人口拡大に向け実施する仙台市宿泊促進キャンペーン（以下「キャンペーン」という。）において、登録事業者が行う支払対象事業に要する経費に対し、その相当分を支払うことについて、必要な事項を定める。

2 定義

この手引きにおいて、以下の用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

- (1) 申請者 本手引き9の規定により申請した事業者をいう。
- (2) 支払い対象事業 本手引き「13.参加の申請等」の規定により決定を受けた事業をいう。
- (3) 登録事業者 宿泊施設や地域限定クーポン取扱店など支払い対象事業を行う者をいう。
- (4) 支払対象事業 キャンペーンによる宿泊料金割引及び地域限定クーポンによる割引販売をいう。
- (5) 事務局 キャンペーンの業務を受託したものをいう。

3 宿泊料金割引相当分支払いの対象者

(1) この手引きの規定による割引相当分の支払いを受けることができる者は、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、市内において同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業若しくは同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第4項に規定する住宅宿泊事業者であって市内において同条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 暴力団等との関係を有していないこと
- ② 申請者が個人の場合は、本市の市税を滞納していないこと（個人事業主として割引相当分の支払いを受けようとする場合は、個人の本市の市税及び事業主として納付すべき本市の市税を滞納していないこと）
- ③ 当該者が個人以外の場合は、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告（当該申告の義務を有する者に限る。）を行っていること及び本市の市税を滞納していないこと

(2) 割引相当分の支払いを受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない市税があった場合、近い将来において確実に未納額を納付する計画書の提出が確認できたときは、当該者は②③の要件を満たすものとみなす。

4 地域限定クーポン利用金額相当分支払の対象者

この手引きの規定による地域限定クーポン利用金額相当分の支払いを受けることができる者は、市内で小売業等を営む者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1)接客にあたる従業員等が、デジタルクーポンを利用した販売業務について対応できること。
- (2)暴力団等との関係を有していないこと

5 市税の滞納がないことの確認等

- (1)本手引き3に規定する要件は、申請者が、事務局へ市税の滞納がないことについての証明書又は市税納付計画書（いずれの書類も申請日前30日以内に交付を受けたものに限る。）を提出し、事務局が確認する。
- (2)本市納税担当課が発行した徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出により、市税の徴収の猶予が認められていることが確認できた場合は、市税を滞納していないこととして取扱う。

6 市税の取扱い

- (1)本手引き3(1)②に規定する市税とは個人の市民税(地方税法第319条第1項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税(種別割)、都市計画税とし、事業主として納付すべき市税とは個人の市民税(当該事業主が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、事業所税とする。
- (2)本手引き3(1)③に規定する市税とは、個人の市民税(当該法人が仙台市市税条例第22条各項の規定に基づき、特別徴収義務者に指定されている場合に限る。)、法人の市民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、特別土地保有税、事業所税、都市計画税とする。

7 宿泊料金割引相当分支払い対象事業

割引相当分支払いの対象となる事業は、登録事業者がキャンペーンを利用して宿泊しようとする人を市内にある当該登録事業者の宿泊施設に宿泊させる事業とする。ただし、仙台市が有する施設又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業又はこれに類する営業に係る施設において宿泊させる場合は、対象としない。

8 割引相当分支払い対象経費

割引相当分支払いの対象となる経費は、登録事業者がキャンペーンのために行う市内にある当該登録事業者の宿泊施設に係る宿泊料の割引及びサービスの付与に要

する経費とする。

9 宿泊料金割引相当分の支払いの額

- (1) 宿泊料金割引相当分支払いの額は一人あたりの宿泊代金の20%（ただし、割引額が一人あたり3,000円を超える場合は3,000円を上限として支払う）とし、登録事業者ごとの割当額は登録事業者の数、各登録事業者が有する宿泊施設の定員等を勘案し、事務局が仙台市と協議の上、別途定める。
- (2) 同一の宿泊客が連続して宿泊する場合、当該連続する宿泊に係る割引相当分支払いの額は、1泊分の相当額を超えることができない。
- (3) 一人あたりの宿泊代金が3,000円未満の場合は対象外とする。

10 地域限定クーポン利用金額相当分支払い対象事業

地域限定クーポン利用金額支払いの対象となる事業は、キャンペーンにより宿泊した際に発行された地域限定クーポンによって、地域限定クーポンの販売対象となる物品・サービスを購入しようとする人に対して登録事業者が当該物品・サービスを販売する事業とする。

11 地域限定クーポン利用金額相当分支払い対象経費

地域限定クーポン利用金額相当分支払いの対象となる経費は、地域限定クーポン取扱店が、キャンペーンにより発行された地域限定クーポンにより支払われた金額相当分とする。

12 地域限定クーポン利用金額相当分の支払いの額

- (1) 地域限定クーポンの額は、泊数に関わらず宿泊客1名につき2,000円とする。
- (2) 登録事業者は地域限定クーポンによって実際に支払われた金額相当分について事務局あてに請求し支払いを受ける。

13 参加の申請等

キャンペーン参加の申請は、申請者が事務局あてに行う。申請方法は事務局が別途定める。

14 参加登録の決定等

事務局は、申請が到達してから速やかに、当該申請に係る審査を行った上で、参加登録の可否を決定し、申請者へ連絡を行う。この時、申請者のうち宿泊事業者に対する割当額の算定を行い、申請者に当該割当額を通知することとする。

15 参加登録の条件等

(1) 参加登録の決定等に当たっては、以下の条件を付すものとする。

- ① 支払い対象事業等に要する経費の配分又は支払い対象事業等の内容の変更をするときは、事務局に申請し、その承認を受ける。なお、事務局が軽微な変更と判断した場合は、申請は不要とする。

※軽微な変更とは、支払い対象事業の内容の変更（当初事業目的を変更しない範囲に限る。）で、割引相当分支払いの額に変更を生じないものとする。

- ② 支払い対象事業等を中止、または廃止するときは、事務局に申請し、承認を受ける。
- ③ 支払い対象事業等が予定の期間内に完了しないとき、または支払い対象事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく事務局に報告する。

(2) (1)に必要な手続きは、事務局が別途定める。また、この場合、事務局は、本市と協議の上、参加登録の決定の取消し、または変更をすることができる。

16 申請の取下げ

参加登録の決定の内容、またはこれに付された条件に不服があるときは、登録事業者は申請の取り下げを行うことができる。これに必要な手続きは事務局が別途定める。

17 状況報告

事務局は、登録事業者等に対し、支払い対象事業等の状況に関し、報告を求めることができる。

18 支払い対象事業の遂行の指示等

(1) 事務局は、本手引き17の規定による状況報告を受けた場合、支払い対象事業が参加登録の決定の内容、またはこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、登録事業者に対して、これらに従って支払い対象事業を遂行すべきことを指示することができる。

(2) 事務局は、登録事業者が(1)の規定による指示に違反したときは、本市と協議の上、当該登録事業者に対し、支払い対象事業の遂行の一時停止を指示することができる。

19 実績報告

(1) 登録事業者は、支払い対象事業等を完了、中止、又は廃止したときは、速やかに支払い対象事業等の実績を事務局に報告しなければならない。

(2) (1)による実績報告に必要な手続きは、事務局が別途定めるが、以下の項目については、必ず確認するものとする。

- ① キャンペーンに係る宿泊者の宿泊が確認できるもの
- ② キャンペーンに係る宿泊者の宿泊予約について、事務局及び本市が別途定める期間においてキャンセルされたことが確認できるもの

20 割引相当分等の支払いの額の確定等

- (1) 事務局は、本手引き19の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る審査等を行った上で、支払い対象事業の成果が参加登録の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、割引相当分及び支払いの額を確定する。
- (2) 事務局は、(1)により確定した割引相当分等の支払いの額について、登録事業者へ通知するものとする。

21 割引相当分等の支払い

- (1) 事務局は、本手引き20(1)による割引相当分等の支払いの額の確定等を行った後に、割引相当分等の支払いを行うものとする。ただし、登録事業者が各月のキャンペーンを活用した事業の実績を基に請求する場合は、各月で割引相当分等「の支払いを行うものとする。
- (2) 登録事業者は、本手引き20(2)に規定する割引相当分の支払いの額の確定の通知に基づき、事務局あてに当該金額を請求できる。請求方法は事務局が別途定める。
- (3) (1)の規定より割引相当分の支払いを各月で行う場合は、登録事業者は、事務局あてに請求を行う。なお、これに必要な手続きは事務局が別途定めるが、以下の項目については、必ず確認する。
 - ① キャンペーンに係る宿泊者の宿泊が確認できるもの
 - ② キャンペーンに係る宿泊者の宿泊予約について、事務局及び本市が別途定める期間においてキャンセルされたことが確認できるもの
 - ③ キャンペーンに係る地域限定クーポンによる販売が確認できるもの

22 是正のための措置

事務局は、本手引き19の規定による実績報告を受けた場合、当該登録事業の成果が割引相当分の支払いの交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、本市と協議の上、これに適合させるための措置をとるべきことを当該登録事業者に指示することができる。

23 決定の取消し

- (1) 本市が、新型コロナウイルス感染症の影響の拡大等のため、キャンペーンの実施又は継続が困難であると判断した場合において、事務局は、本市と協議の上、参加登録の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(2) 事務局は、登録事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本市と協議の上、参加登録の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- ① 虚偽その他不正の手段により参加登録の決定を受けたとき
- ② 割引相当分支払いを他の用途に使用したとき
- ③ 参加登録の決定の内容、またはこれに付した条件その他本手引き等に基づき事務局が行った指示に違反したとき

(3) 事務局は、(2)の規定による取消しを行ったときは、理由を付して登録事業者へ通知する。

2 4 割引相当分の支払いの返還

(1) 事務局は、参加登録の決定を取り消した場合において、既に宿泊料金割引相当分及び地域限定クーポン利用金額相当分の支払いが行われているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求できるものとする。

(2) 事務局は、宿泊料金割引相当分及び地域限定クーポン利用金額相当分の支払いの額を確定した場合、既にその額を超える割引相当分の支払いが行われているときは、期限を定めて、その超える部分の返還を請求できるものとする。

(3) (2)の規定により返還を請求する場合は、本市と協議の上行う。

2 5 書類の整備等

登録事業者は、支払い対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類を整備し、かつ、割引相当分の支払いを受けた年度の翌年度から10年間保存しておかなければならない。

2 6 その他

この手引きの施行に関し必要な事項又は定めのない事項については、事務局が本市と協議の上、別途定める。